

令和 5 年住宅・土地統計調査

調査事項の変更について

令和 3 年 12 月 23 日

総務省統計局
統計調査部国勢統計課

1. 居室の畳数①

削除の検討に至った経緯

記入者が把握していないケースが多く未記入が多い項目であることから、地方公共団体からの削除要望も多いこと、また、住宅の広さを調査する項目として、床面積と重複感があることから、削除に向けて検討

国民経済計算の活用事例

● 住宅賃貸料

持ち家の帰属家賃の推計において、「1か月の家賃・間代」と「居室の畳数」から求める「1畳当たり家賃」が活用されている。

国民経済計算の作成方法(抜粋)

住宅賃貸料(持ち家の帰属家賃)は、都道府県、構造、建築時期といった属性を考慮した床面積、『住宅着工統計』による持ち家比率、民営借家の家賃単価から推計する。なお、床面積は、住宅宿泊事業分の面積を、控除したものをを用いる。

● 雇用者報酬(給与住宅差額家賃)

給与住宅差額家賃の推計するにあたり、店舗その他の併用住宅(以下、併用住宅)かつ給与住宅における居住部分の面積を推計する際に、「居室の畳数」が活用されている。

国民経済計算の作成方法(抜粋)

社宅及び公務員住宅などで市中家賃より低廉な家賃で入居している場合においては、その差額を現物給与として扱い、雇用者報酬に含める。5年ごとの『住宅・土地統計』を基礎資料として、中間時点を『家計統計』、『建築動態統計』(国土交通省)により補間して推計する。

具体的
推計方法

- ◆ 給与住宅差額家賃は、(1)市中家賃と給与住宅家賃の差額 と(2)給与住宅の面積 を用いて推計
- ◆ 住宅・土地統計調査の定義上、併用住宅の面積には営業用の室の面積も含まれており、「居室の畳数」の情報をを用いて居住部分のみの面積を推計

1. 居室の畳数②

国民経済計算の代替の調整

● 住宅賃貸料

推計に利用されている統計表について、「(世帯の居室の)1畳当たり家賃」を「(住宅の延べ面積の)1㎡当たり家賃」に置き換えた平成10年調査以降の時系列表を提供し、代替が可能か内閣府にて検討

推計に利用されている主な統計表	提供した主な時系列表
(世帯の居室の)1畳当たり家賃 (住宅の種類(2区分), 住宅の所有の関係(5区分), 家計を主に支える者の入居時期(10区分), 建築の時期(10区分)別)	(住宅の延べ面積の)1㎡当たり家賃 (住宅の種類(2区分), 住宅の所有の関係(5区分), 家計を主に支える者の入居時期(10区分), 建築の時期(10区分)別)

● 雇用者報酬(給与住宅差額家賃)

併用住宅の居住部分の割合について、過去数回分の調査結果から推計した値の平均値をもとに、専用住宅等の延べ面積の増減率を勘案して延長する推計方法を内閣府に提案

【内閣府回答】併用住宅の居住部分のみの面積(営業用の室を除いた面積)の動向を把握できなくなるため、推計精度に支障が生じる可能性がある。したがって、居室の面積に関する調査の存続を希望。

結論(案)

- ◆ 削除に伴い、国民経済計算の推計精度に支障が生じる可能性を考慮し、引き続き調査
- ◆ また、第5回研究会で、住居移動に伴う面積比較を行えるよう、前住居の広さは床面積を調査するとしていたところを取りやめ、引き続き居室の畳数を調査

2. 前回研究会からの変更点

同居世帯の世帯数(調査票甲・乙共通-第1面)

3 あなたの住宅等に住んでいる別の世帯について

(ア) 同居世帯の有無 あり なし (4欄へ)

(イ) 同居世帯の世帯数 世帯

(ウ) 同居世帯の世帯人員の合計 人 うち65歳以上の世帯人員 人

「同居世帯」とは、あなたの世帯と住居は共にしているもの、生計を別にしていない世帯をいいます。(二世帯住宅で生計を別にしていない場合や、単身者が友人と共同でアパートを借りて住んでいる場合など)

【修正】

- ▶ シェアハウスなど、1つの住宅に複数の同居世帯が存在することを考慮し、同居世帯を含めた世帯数の集計を引き続き可能とするように、**「同居世帯の世帯数」を追加**する。

第5回研究会	第6回研究会
<ul style="list-style-type: none"> 同居世帯の有無 同居世帯の世帯人員の合計 うち65歳以上の世帯人員 	<ul style="list-style-type: none"> 同居世帯の有無 同居世帯の世帯数 同居世帯の世帯人員の合計 うち65歳以上の世帯人員

世帯所有空き家の用途区分(調査票甲・乙共通-第4面)

(2) 居住世帯のない住宅(空き家)

二次的住宅・別荘用 貸家用 売却用 その他

【修正】

- ▶ 二地域居住の実態を把握することを目的に、「二次的住宅・別荘用」を「別荘用」「二次的住宅」に分割することとしていたところ。
- ▶ 用語整理の一環として、国土交通省に二地域居住の実態把握の方法を照会したところ、令和4年度において、類型化、定量化するための調査を実施とのこと。
- ▶ 今後、国土交通省とも用語およびその定義について調整しつつ、**本調査での分割に向け、引き続き検討**を行う。

第5回研究会	第6回研究会
<ul style="list-style-type: none"> 別荘用 二次的住宅 貸家用 売却用 その他 	<ul style="list-style-type: none"> 二次的住宅・別荘用 貸家用 売却用 その他